

# 愛知教育大学附属特別支援学校 いじめ防止基本方針

## I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、集団内の一定の人間関係を背景に特定の者を攻撃する人権侵害の行為であり、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、被害による苦しみを一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たる。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切である。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくり・学級づくりに取り組むこととする。また、実体験の乏しい児童生徒たちが、さまざまな体験活動等を通して多様な他者とかかわり、人間的に成長できる取り組みの充実を図る。

## II いじめ防止対策組織について

### 1. 「いじめ・不登校・特別支援教育に関する委員会」について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒等からの訴えを、特定の教員が抱え込むことなく学校が組織として対応するために、「いじめ・不登校・特別支援教育に関する委員会」を設置し、いじめ防止に関する活動を行う。

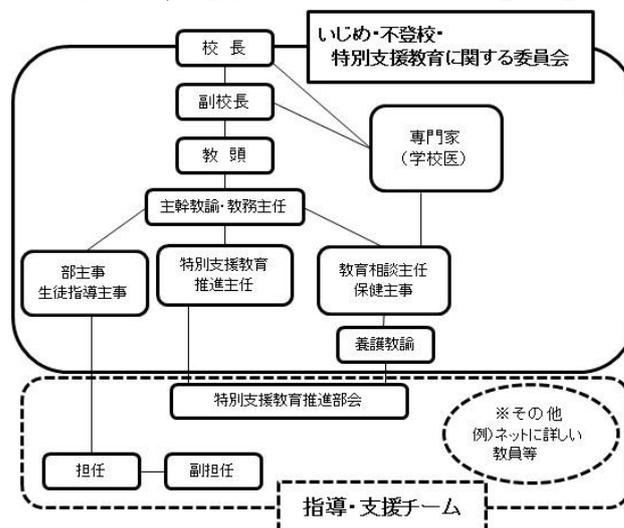
#### (1) 委員会のメンバー

校長、副校長、教頭、主幹教諭・教務主任、各部主事、校務主任（特別支援教育推進主任）生徒指導主事、保健主事（特別支援コーディネータ）、教育相談主任、養護教諭及び学校医（精神科）

#### (2) 指導・支援チーム

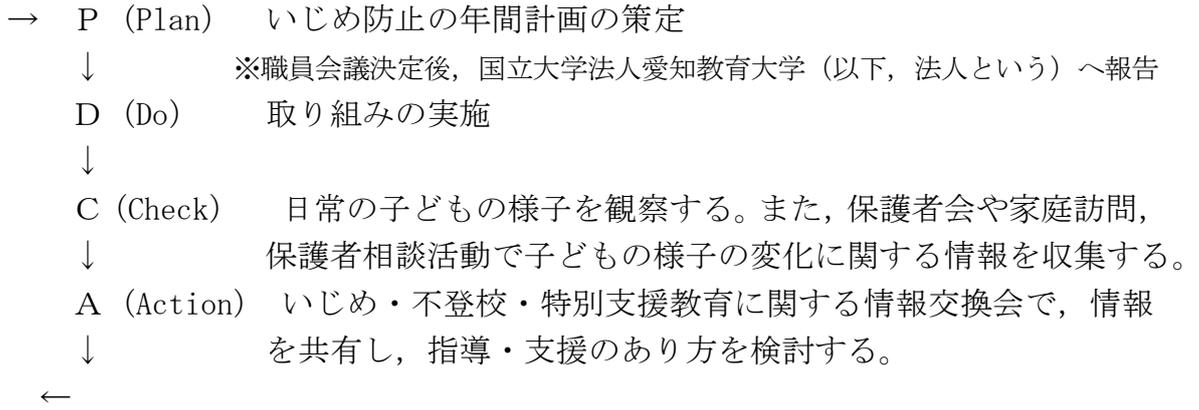
委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

#### 【組織図】



(3) 「いじめ・不登校・特別支援教育に関する委員会」の役割や機能等

a 取り組みの検証(P D C Aサイクル)



◎ 全体の検証および次年度への改善等の一環として、当該年度の活動状況を年度末の学校評議員会へ報告する。

b 教職員の共通理解と意識啓発

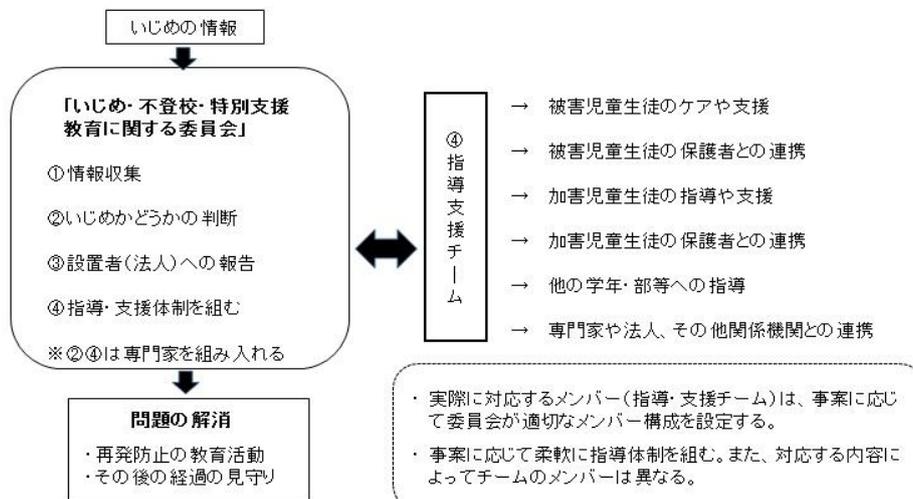
- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行い、併せて「いじめ防止の年間計画」を決定する。
- ・職員会議後に「いじめ・不登校・特別支援教育に関する情報交換会」を開催し、全職員による検討内容の共通理解を図る。
- ・生活指導担当者を法人が行う「いじめ防止対策リーダー研修」に参加させる。
- ・「いじめ・不登校」をテーマとする校内研修を年に1回以上実施する。

c 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のWebサイトへ掲載する。

d いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

いじめの疑いがあるという情報があった場合は、「いじめ・不登校・特別支援教育に関する委員会」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断し、その結果を法人へ報告する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断した場合は、被害生徒のケアや支援、加害生徒の指導や支援、問題の解消（再発防止の教育活動、その後の経過の見守り）まで、この委員会が責任を持つ。



#### (4) 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに法人へ連絡し、法人の判断により学校が調査主体となる場合は、次により対応する。

なお、重大事態には、法に定められたもののほか、児童や保護者等から重大事態との申し出があった場合を含むものとする。

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法第28条」）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

##### a 学校が調査主体となる場合

原則として法人が調査の主体となるが、従来の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の意向などを踏まえ、学校が調査主体となることが望ましいと法人が判断した場合は、別添の「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づき、「いじめ・不登校・特別支援教育に関する委員会」を調査母体に事案に応じて適切な外部の専門家を加えて対応する。

##### b 事実関係を明確にするための調査を実施

設置した調査組織により、いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

###### 【留意事項】

- ・因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合うこと。
- ・先行した調査を行っている場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施すること。

##### c いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

調査により明らかになった事実関係について、経過報告を含め、情報を適切に提供する。

###### 【留意事項】

- ・関係者の個人情報に十分配慮すること。ただし、いたずらに個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・アンケートを行う場合は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に提供する場合があることから、予め、その旨を調査対象者へ説明することが必要。

##### d 調査結果を法人へ報告

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果に添える。

##### e 調査結果を踏まえた必要な措置

学校は、調査結果を踏まえ、児童生徒が安心して活動できるよう必要な措置を行う。なお、設置者である法人は、これを支援する。

### Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取り組みについて

#### 1. いじめの未然防止の取り組み

- (1) 設置者である国立大学法人愛知教育大学に所属する専門家の協力を得て、教職員の研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- (2) 教育活動全体を通して、子どもの様子をつぶさに観察することを重視し、日常生活の指導の中で、道徳・人権についての教育の充実をはかるとともに、体験活動・就業体験を推進する。
- (3) 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- (4) 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### 2. いじめの早期発見の取り組み

- (1) 教職員は、児童生徒のささいな兆候からいじめを積極的に認知するように努める。
- (2) いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校・特別支援教育に関する委員会」に報告し、組織的に対応する。
- (3) 定期的な保護者会・家庭訪問・保護者相談活動の実施や教育相談の充実を図る。

#### 3. いじめに対する措置

- (1) いじめの発見、通報を受けたら「いじめ・不登校・特別支援教育に関する委員会」が組織的に対応する。
- (2) 学校は、被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- (3) 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- (4) 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や、関係機関等との連携のもとで取り組む。
- (5) いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- (6) ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

#### 4. 取組状況の報告

いじめの防止等に関する活動状況は、学校の教育活動の一部として学校評議員会へ報告する。

##### (取り組みの年間計画)

- |             |   |
|-------------|---|
| 4月上旬        | ○職員会議後、「年間計画」提案・決定                        |
| 4月中旬～下旬     | ○家庭訪問による、児童生徒の様子の聞き取り                     |
| 5月下旬        | ○学校医との保護者相談活動開始<br>○学校評議員会…活動状況を学校評議員会へ報告 |
| 6月中旬～7月上旬   | ○個別懇談週間 ○岡崎市・幸田町生徒指導推進協議会                 |
| 11月下旬～12月上旬 | ○個別懇談週間 ○岡崎市・幸田町生徒指導推進協議会                 |
| 2月下旬～3月中旬   | ○個別懇談週間                                   |
| 3月下旬        | ○年度末定期報告…いじめに関する事例を学期末に法人へ報告              |

## 学校用

# 重大事態対応フロー図

## いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録，共有
- いじめの事実の確認を行い，結果を設置者へ報告

## 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告
  - ア) 「生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
  - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは，迅速に調査に着手）
- ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

## 国立大学法人愛知教育大学が，重大事態の調査の主体を判断

### 附属学校を調査主体とした場合

国立大学法人愛知教育大学の指導・支援のもと，以下のような対応に当たる

#### ● 学校の下に，重大事態の調査組織を設置

- ※ 「いじめ防止対策組織」が調査組織の母体となる。
- ※ 組織の構成については，専門的知識及び経験を有し，当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより，当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

#### ● 調査組織で，事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を，可能な限り網羅的に明確にする。この際，因果関係の特定を急ぐべきではなく，客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ たとえ学校に不都合なことがあったとしても，事実としっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ※ これまでに学校で先行調査している場合も，調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について，情報を適切に提供する。  
（適時・適切な方法で，経過報告があることが望ましい）
- ※ 関係者の個人情報には十分配慮する。  
ただし，いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは，いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き，調査に先立ち，その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

#### ● 調査結果を学校の設置者へ報告

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には，いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け，調査結果に添付する。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置